

平成23年7月14日

社団法人 全日本病院協会 御中

全国健康保険協会本部
保健第一・第二グループ

東日本大震災の被災者への特定健診・特定保健指導
自己負担金の還付について（周知依頼）

平素は全国健康保険協会の事業運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、東日本大震災により被災された方への健康対策の一環として、当協会が実施する特定健診・特定保健指導に要した自己負担金の還付を実施しています。

つきましては、貴団体傘下の健診機関の関係各位に対し、当該事業について周知いただきますようご協力をお願いします。

なお、集合契約A所属の健診機関様に対し、当該事業を行うことによる事務の変更をお願いすることはございませんが、ご留意いただきたい点を別紙に取りまとめておりますので、ご確認ください。

※ 当協会と集合契約A以外の健診等に関する契約を締結いただいている健診機関様には、別途当協会支部から協力依頼等行うこととしております。

また、詳細については当協会ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

【照会先】

全国健康保険協会本部
保健第一グループ
尾花
電話：03-5212-8221

特定健診・特定保健指導自己負担金の
還付事務について（留意事項）

1. 支払方法

当該事業は受診者様からの申請に基づき健診等にかかった自己負担金を還付するものであり、受診者様には、一旦健診機関様の窓口で自己負担金を支払っていただくこととしております。

2. 還付金額

自己負担金還付に該当する金額は、貴団体と当協会が契約している契約金額から、当協会が負担することとされている額を差し引いた金額であり、契約上の検査項目（特定健康診査項目）以外は対象となりません。

なお、還付金額は領収書により確認することとしていますが、受診者様が任意の検査項目を受診しており、領収書から自己負担金が確認できない場合等は、社会保険診療報酬支払基金を通じてご提出いただく検査結果データにより自己負担金を確定することとしております。

東日本大震災により被災された
協会けんぽ加入の皆様へ

健診・保健指導の際に支払った料金の還付が受けられます

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
協会けんぽでは、次の(1)、(2)に該当する方に対し、協会けんぽが実施する健診・保健指導を受けた際に支払った自己負担相当額の還付を行っています。

- (1) 協会けんぽ加入の、①35歳～74歳の被保険者の方
②20歳～34歳の女性被保険者の方（子宮がん検診のみ）
③40歳～74歳の被扶養者の方

- (2) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域に住所を有する方であり（地震の発生以後、他市町村へ転入した方を含みます。）震災の被害により、以下のいずれかに該当する方
- ① 住家が全半壊（全半焼）した
 - ② 被保険者の方が重篤な傷病を負っている
 - ③ 被保険者の方の行方が不明である
 - ④ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された
 - ⑤ 長期避難世帯となった
 - ⑥ 上記①～⑤に準ずる事情にある

▶ 還付対象となる健診等は次のとおりです。

- 生活習慣病予防健診
- 特定健診
- 特定保健指導

▶ 還付申請の際には次の書類が必要です。

- ◆東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書
- ◆領収書（コピー可。）
- ◆協会けんぽが発行する免除証明書（コピー可。）



全国健康保険協会
協会けんぽ

還付請求にかかるQ&A

Q：健診等受診者本人以外の口座に振込みは可能ですか？

A：健診等受診者様の同意があれば可能です。ご希望の場合は、受取代理人欄の記入が必須となりますのでご注意ください。

Q：複数の受診者の生活習慣病予防健診費用を事業所が一括で支払っているため、個人毎の健診費用が分かる領収書がありません。

A：お手数ですが、東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書（生活習慣病予防健診）に、事業主様、若しくは受診した健診機関から自己負担相当額等を証明いただいたうえで、申請してください。

※上記が困難な場合や、被扶養者の方で、領収書の再発行等が困難である場合は、協会けんぽの支部にご相談ください。

Q：還付申請の際に、罹災証明書等は必要ですか？

A：協会けんぽが発行する免除証明書が必要となりますが、免除証明書発行の際に、罹災証明書等が必要になる場合があります。

Q：申請してからどれくらいの期間で振り込まれますか？

A：概ね、3週間程度と見込んでいますが、多くの方からの申請が集中した場合などにより、振込みが遅れる場合があります。

Q：還付対象期間を教えてください。

A：平成23年3月11日～平成24年3月31日までに受診した方及び、その受診した結果による特定保健指導を受けた方が対象となります。